

無事故運動表彰規程

(公社) 福岡県トラック協会

(目的)

第1条 この規程は、無事故運動期間中に、交通事故防止及び従業員等への交通安全意識の高揚に貢献した者の功績を称え表彰することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、(公社) 福岡県トラック協会長(以下「会長」という)及び関係機関・団体の後援を得て行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(年間無事故運動表彰)

- (1) 最優秀事業所表彰 【福岡県警察本部長表彰】
- (2) 優秀事業所表彰 【福岡県警察本部交通部長表彰】
【九州運輸局福岡運輸支局長表彰】
【交通事故をなくす福岡県県民運動本部長表彰】
【(一財) 福岡県交通安全協会長表彰】

(年末無事故運動表彰)

優良事業所表彰 【(公社) 福岡県トラック協会長表彰】

(選考基準)

第4条 表彰は、原則として次の各号に掲げる基準により、選考するものとする。

(1) 最優秀・優秀事業所表彰

- イ. 表彰対象年の1月1日から12月31日までに、人身事故又はその他の事故(自動車事故報告規則に基づく事故)がないもの
- ロ. 表彰対象年の1月1日から12月31日までに、関係法令による行政処分(車両の使用停止命令、警告、勧告)及び自動車の使用者に対する指示(最高速度違反行為、放置行為、過積載運転、過労運転)を受けていないもの

(2) 優良事業所表彰

- イ. 表彰対象年の11月～12月の2ヶ月間に、人身事故又はその他の事故(自動車事故報告規則に基づく事故)がないもの
- ロ. 表彰対象年の11月～12月の2ヶ月間に、関係法令による行政処分(車両の使用停止命令、警告、勧告)及び自動車の使用者に対する指示(最高速度違反行為、放置行為、過積載運転、過労運転)を受けていないもの

※上記イ. ロ. に該当しても、対象期間外(1月～10月)において、死亡事故(第1当事者)、又は飲酒運転による事故・違反があり、それらに係る行政処分があった事業所については、優良表彰の対象外とする。

(推薦)

第5条 被表彰事業所を推薦しようとする支部長は、表彰対象年の翌年2月1日までに次の書類を添えて会長に推薦する。

- (1) 支部で選考にあたった者の名簿
- (2) 無事故運動実施結果報告書
- (3) その他参考資料

(表彰の方法)

第6条 被表彰事業所の表彰は次により行う。

- (1) 被表彰事業所は、無事故運動表彰審査委員会（以下「審査委員会」という）で選考し、県ト協の定時総会において表彰する。
- (2) この表彰規程により難い特別の理由がある場合は、審査委員会で措置することができる。

(表彰の取消し)

第7条 被表彰事業所は、次の事項に該当する場合、審査委員会の承認を得て、受賞を取り消すものとする。

- (1) 審査委員会で選考された被表彰事業所が、表彰日の当日までに社会的に重大な事件・事故等を起こした場合。
- (2) 最優秀・優秀事業所に選考された被表彰事業所が、表彰日の当日までに人身事故又はその他の事故（自動車事故報告規則に基づく事故）及び関係法令による行政処分（車両の使用停止命令、警告、勧告）及び自動車の使用者に対する指示（最高速度違反行為、放置行為、過積載運転、過労運転）を受けた場合。

なお、表彰後に期間中における上記（1）、（2）の事実が判明した場合は、当該被表彰事業所は、表彰状を返納するものとする。

(虚偽報告への措置)

第8条 会員事業所からの実施結果報告に虚偽の事実が判明した場合、以後5年間は、表彰の対象としない。

附 則

1. この規程は、平成17年1月1日から施行する。
2. 平成23年11月25日一部変更
3. 平成25年4月9日一部変更。